ノート

罪を犯した障害者等の社会復帰支援に関する一考察

宮　田　桂　子

第１　はじめに

私は、弁護士会で、罪を犯した人、とくに障害者[(1)]・高齢者等の福祉の支援の必要な人達に対する支援に関連する委員会での３年間活動してきた。また、この数年、更生保護施設との関わりがあり、さらに、昨年９月からは中央区で保護司となった。今回の原稿は、そのような活動を通じての極めて雑ぱくかつまとまりのない感想文の域を出ないことをお断りし、かような雑文の掲載を御願いしたことをお詫びするとともに、発表の機会を与えて下さった法科大学院及び編集委員の先生方に心から感謝したい。

第２　平成18年以降明らかとなった問題と国の対応

１　平成18年調査

山本譲司の「獄窓記」（ポプラ社　平成16年）では、刑務所内に多くの知的障害者等がいることが紹介され、社会に非常に大きな衝撃を与えた。

平成18年の法務省の特別調査によれば、同年の新規受刑者総数が３万3,032人であったところ、知的障害といえるのはIQ69以下であるが、上記新規受刑者のうち、刑務所内のCAPAS検査でIQが49以下の者が1,349名、50～59の者が1,974名、69～69の者が4,240名の合計7,563名で、22.9％を占めた。また、IQ79以下のいわゆる境界域の者を加えると１万5,064名で、全体の45.6％を占めることがわかった。[(2)]しかし、そのうち、知的障害者と認定された者に対して

---

(1)「障害者」「障害」という表記をせず、「障がい者」「障碍者」「障がい」「障碍」等とすることが増えているが、弁護士会の委員会名に障害者という表記があること、法務省の刊行物等で障害者という単語が用いられていることから、本稿では「障害者」「障害」という言葉を用いる。

(2) この数値はあくまでIQ相当値であること、IQ相当値であることのみをもって

交付される療育手帳を持っていたのはわずか26名にすぎなかった。同じく平成18年には、厚労省科研費による虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究の一環として、15の刑務所（A執行（犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所）４庁、B執行（犯罪傾向の進んだ者を収容する刑務所）11庁）の収容者２万7,024名のサンプル調査がなされ、知的障害が疑われる者が410名、療育手帳保有者は28名であった。

また、刑務所から出た後に再犯に至る者は少なくなく、平成18年度法務省調査によれば、１年以内に再犯を犯す者は40.5％であるが、知的障害者に限ると69.2％に及んでいた。また、再犯者の70.6％は無職者であった。そして、刑務所内での行動が良好で帰住先がある者については仮釈放がされる。この年の仮釈放出所率は52.6％であったが、知的障害者のそれは20.2％、高齢者は29.5％であった。285名の満期出所者について調査したところ、頼れる親族等がないため更生保護施設に入所する者が10.5％、帰住先が未定、不詳の者が43.5％にのぼった。

このような調査の結果をふまえ、刑務所が福祉の肩代わりをしている、つまり、刑務所が生活に困窮して行き先のない人の最後のセイフティネットの役割を果たしているのではないかとの問題意識が生まれ、福祉の支援などが受けられれば、あるいは就労が可能となれば再犯を防ぎ得るのではないかとの問題意識が持たれるようになった。

知的障害者数を把握することは正確ではないとの指摘がある。しかし、刑務所内では規則に従って生活をしていればよく、自主的に計画を立て自発的に思考する場面は著しく少ないことから障害に第三者が気づかず本人にも自覚され難いこと、特別支援教育を受けていない者には自分自身が知的障害を有することを受容することが困難で障害認定に拒否的な態度をとることが多いことは十分認識されるべきである。なお、知的障害受刑者についての研究として、法務省研究部会報告52「知的障害者を有する犯罪者の実態と処遇」http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00072.html

2　犯罪対策閣僚会議の政策目標

犯罪対策閣僚会議[3] では、平成24年からほぼ2年毎に再犯防止に関する政策目標等を掲げている。

同会議は、平成24年、約3割の再犯者が事件の約6割を惹起していることや、刑務所への再入率の高さ、帰住先のない者、無職であった者の再犯率の高さなどを問題点として掲げ、その特性に応じた指導及び支援体制の強化や、社会における「居場所」と「出番」を作ること等を重点施策とし、出所後2年以内に刑務所に再び入所する者の割合を10年間で2割以上減少させる数値目標を掲げるなどした。

平成26年には、2020年のオリンピック、パラリンピックに向けて「世界一安全な国、日本」の構築を目的とした再犯防止対策が必要という問題意識のもと、「犯罪に戻らない・戻さない　～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」とのスローガンのもと、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会とすることを目標に掲げた。そして、同年までに、雇用に協力してくれる企業数を3倍に増やして3,000人の前科・前歴ある人への対応が可能となるようにし、また、居場所がないまま刑務所から出てくる人の数を3割以上減少させること、国が犯罪に戻さないための職業訓練や雇用促進等の職場の確保や、刑務所から出所後までのシームレスな支援、出所者等の相談体制の充実等や犯罪を犯した人への偏見を取り除くための広報・啓発活動等の取組みをするものとした。

平成28年には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の市販防止緊急対策　～立ち直りに向けた”息の長い”支援につなげるネットワークの構築～」と題して、2020年を目処に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の立ち直りを支えるネットワークを構築することとしている。

---

(3) 犯罪対策閣僚会議での対策の詳細については　http://www.kantei.go.jp/singi/hanzai/

3　司法における福祉支援の状況

現在、「入口支援」「出口支援」という言葉で、刑事司法手続きにおいて障害者・高齢者等の刑務所入所をできるだけ避け、出所を促進し、出所後の生活を支援するための施策が試みられている。この5年間の新規受刑者とIQ69以下の者の割合をみると、平成23年に2万5,499名中5,532名（21.2％）、24年に2万4,780名中5,214名（21.0％）、平成25年に2万2,755名中4,665名（21.3％）、平成26年に2万1,866名中4463名（20.4％）、平成27年に2万1,539名中4,270名（19.8％）であり、平成18年度と比較するとからわずかではあるが減少傾向がみられ、これらの活動の成果が少しづつ出ていると考え得る。

（1）　出口支援

刑務所出所時の支援が「出口支援」であり、「入口支援」に先行して実施された。

平成24年3月から、全国各都道府県に地域生活定着支援センターがおかれ、受刑者または少年院に収容された者のうち、高齢者や障害を持っている者に対する様々な働きかけがなされている。センターは、厚労省の発した「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」に基づいて設置、運営されている。平成27年度においては、石川県が県の直営事業として実施している他は、都道府県が社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人等に事業を委託しており、例えば、東京都は、現在、ホームレス支援等で実績を持つ社会福祉法人やまて福祉会に事業委託している。

センターの担当者は、刑務所が対象とすることが適当と考える受刑者等に対して、福祉について説明し、福祉を受ける希望があるかどうかを確認して相談にのり、助言を行うとともに、福祉を受けることを希望する者については、保護観察所の依頼を受けて、福祉サービスのニーズを確認して、自治体と調整するなどして受け入れ可能な施設をあっせんしたり、福祉サービスの申請支援などのコーディネイトを行っている。さらに出所後には、出所者や出所者を受け入れた施設への助言などのフォローアップを行っている[(4)]。出所後の帰住先や環境の調整を「特別調整」、その対象となった者

(4) 地域生活定着支援センターの活動の詳細については一般社団法人全国地域生活

を「特別調整対象者」という。

コーディネイト業務、フォローアップ業務数は増加傾向にあり、平成27年度にコーディネイト業務が行われた人数は1,396名（平成23年度には1,041件）で、そのうちコーディネイトをした先に帰住した者が752名、受け入れ調整継続中の者が522名、福祉を受けたくないという理由や疾病の悪化などによって支援を辞退した者が112名であった。また、支援対象者の中で、矯正施設入所前から介護認定や障害者自立支援の認定を受けていたり療育手帳、障害者手帳を取得していた者は363名であったが、施設入所中に介護認定や障害者自立支援の認定を受け、あるいは療育手帳、障害者手帳を取得した者は342名、出所後のフォローアップ事業において生活保護を申請した者が579名、介護認定や障害者自立支援の認定を受け、あるいは療育手帳、障害者手帳を取得した者が305名であった。なお、フォローアップの対象者は1,862名（平成23年度には722名）、支援が終了した者は576名、支援が継続中の者が1,286名である。

特別調整の効果は数値的に現れており、平成24年の出所者の２年以内の刑務所への累積再入所率は、センターが介入して特別調整をした者は16.8％であり、仮出所者の11.0％に比べると若干高いものの、満期出所者の27.3％、65才以上の者の22.8％に比べると低くなっている。

ただ、事業地域生活定着支援事業は法律の根拠を持たず、平成28年度からの予算は、センター１カ所当たり2,500万円の定額を補助基準額としつつ、業務量に応じて傾斜配分を行うものとし、同年度以降、事業の基本額を３年程度かけて段階的に見直すものとしている。事業を安定的に実施していくうえでは予算が安定的に確保される必要があり、そのためにもセンターを法定事業化すべきである。

（２）　入口支援

刑務所への入所を避け、起訴猶予処分、執行猶予付判決等を検討するなど、狭義の司法手続きの中で実施する施策を「入口支援」と呼んでいる。

定着支援センター協議会のＨＰがわかりやすい。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html

長崎県では、地域生活定着支援センターを受託している社会福祉法人南高愛隣会を中心に、「入口支援」に関する独自のモデル事業を展開してきた。平成22年から障害の程度や支援内容等について協議を行う福祉や医療等の関係者から成る「判定委員会」、同24年～25年まで「障がい者審査委員会」、平成25年からは「調査支援委員会」を組織し、名称の変更とともに活動内容のバージョンアップをしている。調査支援委員会は、検察庁や弁護人からの依頼に基づいて、被疑者、被告人だけでなく、判決前のフォローがされていなかった執行猶予処分となった障害者について、福祉的な施策を考慮した環境調整を行い、更生支援計画の策定などをしている。大津、仙台等でも、障害者審査委員会を作り、同様の取り組みをしている。

検察庁の組織的な取組みもある。東京地方検察庁では、総務部に社会復帰支援室を置き、３名の社会福祉士が非常勤職員の社会復帰アドバイザーとして常駐しており、千葉、静岡、大阪、広島、仙台の各地方検察庁でも、社会福祉士が非常勤職員となっている。その他の庁でも、社会福祉士会、あるいは地域の社会福祉士個人、地域生活定着支援センターの社会福祉士と連携しており、検察官が不起訴相当と考える事案を中心に、被疑者・被告人の処遇への助言や福祉サービスに関する助言を受けている。

また、検察庁によっては、住む場所のない障害者等に起訴猶予が見込まれる場合には、釈放前に保護観察所への情報提供をし、保護観察所での調整等を実施したうえで処分決定することを試行している(5)。

弁護活動においても、弁護士会が地域の社会福祉士会やNPO法人と協力関係を作り、あるいは弁護人が独自に地域の福祉担当者と協働するなどして、福祉との連携をする活動が広がっている。弁護人は、被疑者・被告人の障害特性等とそれに応じた適切な福祉サービスについて福祉専門職の助言を受け、さらに更生支援計画を策定してもらい、弁護人の意見書と更生支援計画書を起訴前には検察庁に提出して不起訴判断に供し、あるいは裁判で後者を証拠として提出する。このような活動により、検察官が不起

(5)「罪を犯した障がい者に対する検察庁の取組－再犯防止・社会復帰支援に対する取組」廣瀬英幸（自由と正義68巻１号50~55頁）など

訴処分とする例、裁判段階で、福祉施設への入所が決まっていることや地域での福祉サービスが受けられる状況になったことを理由に、懲役刑を選択すれば実刑しか科せない案件について罰金刑の判決が言い渡された例や、法律的には再度の執行猶予が付せるとしても以前言い渡された懲役刑との権衡から再度の執行猶予が付されないのが通例と考えられる案件で再度の執行猶予が付される事例などが出てきている(6)。

上記の検察庁での取組みは、不起訴相当事案を念頭におき、初犯を中心とした対応であり、常習累犯窃盗の被疑者の場合、不起訴処分はおよそ問題とはされずに起訴される案件が多いと思われる。私は、万引きを繰り返し、万引きで逮捕された、高齢者で認知症の可能性といわゆる盗癖を持つ常習累犯窃盗の被疑者について、盗癖の治療とともに認知症の検査等をすべく精神病院への入院の手配をし、被害者からも宥恕の文章をもらって検察官に届けたところ、早々に起訴処分相当として決裁に回したと言われて全く歯牙にもかけられず、その者の裁判段階で以前受刑した際のCAPASを入手したところ、知的障害域にあることがわかり、責任能力を問題としたが、結局、完全責任能力を認めたうえで実刑が言い渡された苦い経験がある。

そもそも、盗犯等防止法は、説教強盗の跋扈などの治安悪化への対応として制定された法律であり、組織的で高額の被害を生じさせる万引きであればともかく、軽微な万引き案件を常習累犯窃盗として加重して受刑させる合理性は乏しいと考える。入院治療や福祉への移行等による不起訴の対象を、軽微事案を繰り返す常習累犯窃盗事案まで広げれば、上記の障害を持つ受刑者の数はさらに減少するものと思われる。

第3　罪を犯した障害等のある人に関わる機関が有効に機能するためには

このような取組みをより効果的に運用していくためには、更生保護施設の確保や経営の安定化、保護司の人材確保が必要である。また、対象者の特性に関

(6)「罪に問われた障がい者等に対する弁護士会の取組」徳田暁・堀江佳史（自由と正義68巻1号56~67頁）

する個別具体的な情報を収集しておくことが有益である。

1　更生保護施設・自立準備ホーム等の抱える問題と解決のために考え得る方策

更生保護施設は、罪を犯した住む場所のない人への住居提供という重要な役割を果たしている。仮釈放や保護観察付執行猶予の場合は、保護観察の一環として、満期出所や起訴猶予、保護観察のない執行猶予の場合には更生緊急保護（更生保護法85条）としての保護となる。

（1）　絶対的な数の不足

更生保護施設は全国103カ所、2,349名の定員であり、成人男性の施設は89カ所、1,844名の定員[7]しかない。国では、これを補うために福島に自立更生促進センター、北海道及び茨城県に就業支援センターという施設を作り、保護観察官が直接指導をし、濃密な指導監督と手厚い就労支援を実施しているが、これらの施設を合わせて46名の定員しか確保できなかった。

法務省では、平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保等を図っており、社会福祉法人、NPO法人や営利企業等の事業者で信頼に値する者が運営する宿泊施設を「自立準備ホーム」として登録し、保護観察所から、それらの事業者に対して、刑務所から出所してきた者への宿泊や生活指導等を委託できる制度を導入している。居住施設の形態は、アパートの一室、寮の空きベッドなど様々である。平成27年度末で、全国で332の事業者が登録されており、平成26年度の委託実人員は1,497人であった[8]。このような事業者として、各地のダルクやホームレス等の生活困窮者支援のNPO法人などが登録しており、委託の対象者とのマッチングがうまくいけば、事業者の持つ指導のノウハウ等を活かして大きな効果が期待し得る。

しかしながら、特別調整での出所者の相当数が更生保護施設や自立準備ホームを利用し（平成27年度には252名）、前述の「入口支援」で不起訴事案について更生緊急保護での受け入れ先に更生保護施設が積極的に利用さ

（7）法務省保護局　http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html

（8）平成27年度版犯罪白書　第2編 第5章 第5節3

れるようになったこともあり、入所を希望する者の数に比して更生保護施設・自立準備ホームの数は絶対的に不足している。

障害者、高齢者等の社会復帰支援を円滑に進めるには、障害特性等を知り、支援のノウハウの蓄積がある社会福祉法人が更生保護事業を行うのが最も有効である。長崎県の社会福祉法人南高愛隣会では更生保護施設　雲仙・虹を設立した。更生保護施設の設置までできなくても、自立準備ホームとして宿泊施設を登録することを検討・実施する社会福祉法人が増えることが望まれる。

（２）　資金・マンパワーの不足

我が国における更生保護施設は、「経営基盤が弱く、必要な職員の確保もままならない現状にあ」[9] る。当職は、都内の更生保護法人両全会及び斉修会とご縁があるが、前者は東京拘置所内の物販事業、後者は地代収入があるものの、その経営には多くのご苦労があるとのことで、副収入のない施設の経営は極めて厳しい。

更生保護委託費、即ち更生保護施設が１人の対象者の委託を受けた場合に国から受領できる金員の内訳は、平成17年度の少し古い資料[10] ではあるが、補導費（環境改善や指導等の費用）141.75円、食事付き宿泊費1,944.82円、宿泊費671.02円、委託事務費3,533.52円で、１人１日当たりの平均単価が食事付き宿泊委託の場合5,620.09円、宿泊委託の場合4,346.29円である。現在、簡易宿泊所のドミトリータイプでも１泊1,600円～3,000円[11] であるところ、更生保護施設等では指導のためのマンパワーが不可欠なのだから、委託費の貧しさは明らかである。

更生保護法人に対する寄付は、税務上の寄付控除の対象となるが、かような寄付を集めるための広報はほとんどなされず、地元の保護司会や更生保護婦人会等の更生保護に関わる人達からの寄付が多くを占める。現在、

(9) 全国更生保護法人連盟ホームページ　坂井文雄理事長挨拶より　http://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/index.html/

(10) 更生保護のあり方を考える有識者会議（第７回）説明資料（1）http://www.moj.go.jp/content/000010020.pdf

(11) 東京の安い宿（東簡泊）　http://www.e-otomari.jp/

更生保護法人では、地域に開かれた施設を目指して、施設の会議室を地元の自治会の施設に貸し出すなどの活動をしているが、広く報されているとはいえない。企業や地元経済団体等に協賛してもらって物品を供出してもらい、施設内でバザーを実施して地元の人に購入してもらうようなことは、既に実施している施設もあると思われるが、さらに進んで、地域団体、近隣住民等から金銭や物品の提供の方法での支援を求めることは比較的容易ではないかと思われる。更生保護施設には衣服等にも事欠く状況で入居する人もおり、施設から出てアパート等での生活を始めるには家具や食器等をそろえなければならないところ、保護期間満了までに家賃等の入居費用を貯えることもままならないこともあるから、物品の提供による支援も必要かつ有効なのである。ただ、都心の更生保護施設の敷地は狭いことが多く、かような物品を置ける場所の確保も課題の一つであろう。

保護分野と矯正分野の協力の一つとして、公益財団法人矯正協会あるいは刑務所との協力が考えられるのではなかろうか。同協会は、刑務所での生産品をCAPICというブランド名で販売し、その収益で被害者団体を対象とする助成事業を行っている。刑務所生産品の収益を被害者に渡すことで犯罪者の贖罪の意思を表すことになり罪を犯した人の社会復帰に寄与できるという趣旨は理解できるが、更生保護施設の収入増が現状では困難であり、かつ、受刑者の社会復帰のために不可欠な施設であることを考えれば、そこへの助成金支出が考えられるべきだし、研修や個別指導などに関する先進的試みに対しては、とくに助成を実施すべきであろう。また、刑務所での生産品を更生保護施設のバザー用に提供できるようなシステムを作り、更生保護施設等がバザーなどを通じて刑務所について地元の人達に知って貰う機会を作り、その収益を更生保護施設のために使用することが考えられないだろうか。例えば、更生保護のキャラクターである「ホゴちゃん」(12)

(12) ホゴちゃんは、頭を金髪に染めた「非行ペンギン」だったが、鯨の保護司やアシカの協力雇用主の支援を経て「更生ペンギン」となった（図2ホゴちゃんの更生物語）。ジェンダーバランスを考えてか、女性キャラの「サラちゃん」もおり、同じく非行ペンギンだったが、イルカのBBSメンバーやオコジョの更生保護女性会メンバーの支援で更生したという設定である。なお、BBSとは、

あるいはシンボルである黄色い羽は評判がよく（図１・２）、刑務所で「ホゴちゃんグッズ」「黄色い羽グッズ」を作ることが考えられないだろうか。

図１　平成28年度社会を明るくする運動ポスター

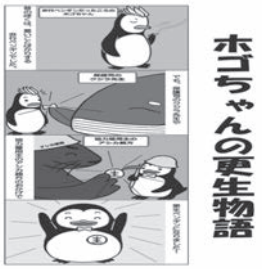

図２　ホゴちゃんの更生物語（法務省保護局作成）

施設長等の個人的な人間関係のつてをたどるなどして、地元の福祉、心理等の専門家にボランティアとして施設収容者への指導、助言、相談等の参加を得ている施設もある。法務省は、このような更生保護施設でのボランティア活動にもっと積極的に保護司や更生保護婦人会の構成員の協力を広く求めてみてはいかがだろうか。地元の保護司会や更生保護女性会は、更生保護施設との定期的な懇談や見学などの交流をしていることが多いが、そのような集団からの人材供給まではできていないように思われる。保護司は、法務大臣から辞令を交付された法務省の非常勤公務員であるのに、更生保護施設や刑務所等の法務省傘下の施設への協力を求められることはまずなく、その所属する地域の警察署や自治体等からの申入れで、地域の防犯活動の連絡会に出席し、青少年委員等のボランティアになるなど、別な分野でのボランティアに「借り出され」ている。次項で見るように保護司に対する経済的支援は十分ではない状況ではあるが、保護司の属する地域を超して同じ都道府県内の更生保護施設での研修の講師やカウンセリング等のボランティア活動を呼びかければ参加・協力する保護

「Big Brothers And Sisters」の頭文字で、非行少年の更生支援や啓発活動等を行っているボランティア団体であり、更生保護女性会とは更生保護の活動を支援する女性の団体である。

司は少なくないと思われる。法務省が更生保護施設での活動の存在を保護司等に広報し、人材活用を図るべきではなかろうか。

2　保護司の抱える問題と解決のために考え得る方策

保護観察付執行猶予や仮釈放の対象となった事件（今後は刑の一部執行猶予も加わる）には保護司が関わる。

保護司の定数は、保護司法により全国52,500人と定められているが、実人員は減少傾向にあり、平成25年以降４万8,000人を下回っている。また、保護司の年齢構成は昭和37年には60才以上の者は41.4％であったが、昭和64年には62.5％となり、平成28年には84.7％をしめている。

保護司となるための資格要件はないが、①人格・行動について社会的信望を有する　②職務の遂行に必要な熱意・時間的余裕を有する　③生活が安定している　④健康で活動力を有することが求められ、各地の保護観察所長が各保護観察所に置かねた保護司選考会（地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長などで構成）に意見を聞いたうえで、推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。保護司は基礎自治体あるいは複数の基礎自治体単位で組織されており、既に保護司となっている者から、そのような地域に居住あるいは勤務する新たな候補者が推薦され、任命されている例が多い。職場をリタイアし、あるいは事業を後継者に譲って時間に余裕のある人が任命を受け、任命当初から60代である者も少なくない。

保護観察所によっては、職業団体や士業組織などに対して保護司となる人材を求める呼びかけをし、地域とは別なルートで保護司を確保しようとしている。

障害等のある人の案件に対応するには、福祉や心理、法律等の専門知識が必要な場面も多く、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、臨床心理士会、弁護士会などの専門家団体への呼びかけにより専門性の高い保護司を増加させるべきである。また、法務省や各保護観察所は、独立行政法人日本法律支援協会（通称「法テラス」）に所属する弁護士・司法書士等の法律専門家を保護司に任命すること（ただし、そのためには、所属弁護士等の増員等が必要かもしれない）、あるいは日弁連や各地の弁護士会に対して公設事務所の弁護士に保護司の就任を依頼すること等を検討してみてはどうだろうか。

保護司に対して支給される費用は極めて安く、１人の対象者を担当した場合

に１ヶ月に支払われる金銭は7,520円以内（保護司実費弁償金支給規則２条）、受刑者の帰宅予定地の保護司が家族の状況や本人の状況などを調査する生活環境調整をした場合に支払われる金銭は3,370円（同法３条）である。全く対価性のないボランティアであることが、活動力のある専門職で50代までの者を保護司にすることを妨げている面は否めない。罪を犯し福祉を必要とする障害者・高齢者等の中には、コミュニケーションに問題を抱えるなど、支援に困難のある人もおり、少なくとも今後、保護司がそのような対象者を担当する場合には、給付を増額するなどの考慮が必要であろう。

また、保護司が置かれる保護区は、基礎自治体を考慮して組織されており（保護区毎に組織されるものとされている。保護司法８条）、地域による取り扱い件数の大きな差がある。例えば、東京都における平成27年度の、保護司の数と取扱い件数総数には大きな地域差がある。担当数の少ない区であると、千代田区は43人に対して42件（1人当たり0.9件）、文京区は72名に対して82件（１人当たり1.1件）、渋谷区は79人に対して62件（１人当たり1.7件）、中央区は42名に対して83件（１人当たり1.9件）であるが、多い区は、葛飾区は129名で549件（１人当たり2.67件）、足立区は211名で976件（１人当たり4.6件）、江戸川区が161人で844件（１人あたり5.24件）、練馬区は91名で591件（１人当たり6.5件）となっている。保護司が、対象者と頻回の面会をしてケアを行うためには、保護司の所属する保護区に居住する対象者を担当することが望ましい場合が多いとはいえるが、例えば、対象者の職場の近くに保護司がいれば、職場との関係調整等がやりやすい場合もあるし、対象者にとって隣接する自治体の方が行き来が便利というケースもあり得る。

福祉的支援を検討しなければならない対象者は、コミュニケーションが難しい、ケアのために福祉的な視点が必要である等の問題を抱えている場合があるところ、例えば、居住地の保護区にある保護司と、職場や通所の福祉施設等の保護区にある保護司が協働して対応することも考えられるべき方策ではなかろうか。

さらに、政府は、切れ目のない支援というだけでなく、地域での息の長い支援を標榜している。保護司のもとには、以前ケアをした対象者から、保護観察が終了した後に相談を持ちかけられることもしばしばある。かような相談に応じることで再犯防止効果が上がる場合も多く、保護観察終了後の相談に対して

も、上記規則を改正して実費を支援することが認められるべきであるし、規則改正前の段階では、地域の保護司会の会計の中から相談料を支弁するなどしてその実績値を検証したうえで予算化の資料することも検討に値しよう。

3　対象者の資質を見極め、福祉施策とのミスマッチを少なくするために考え得る施策

不起訴や略式起訴で終了する事件については当該被疑者に関する調査の時間が短く、本人の資質等について十分な資料が集まらない場合ことが多い。また、起訴後、弁護人が更生支援計画を策定する案件についても、調査の期間はせいぜい数ヶ月程度であり、被告人が勾留されていれば、福祉専門家の面会の機会も非常に制限的なものとなるため、十分な調査ができない場合もある。福祉施策を選択するについては、被疑者・被告人の資質を十分に配慮する必要があるところ、留置施設や刑事施設での面会は弁護人以外の者には厳しい時間制限がある（更生支援計画の策定主体たる社会福祉士について、拘置所や留置施設等に予め許可を求めていたとしても30～60分程度の面会時間しか認められない扱いが殆どである）などの状況では、その資質、生活能力等が十分に把握できないことも少なくない。

しかし、不起訴処分や執行猶予判決後に更生保護施設に入所した者については、人的な配置さえあれば、その時点で施設内で心理テスト等の詳細な資質の調査が可能となる。例えば、心理的な問題や適性の判断について、各地の少年鑑別所技官の協力を求め、心理テストや行動観察を行い、対象者の特性を調査することは既存の制度の枠組みの中で取ることが可能な方策[13]と思われ、かような資料に基づいて福祉サービスの選定を行えば、福祉施設とのマッチングをより適合したものにできると思われる。

---

(13) 少年鑑別所法　第131条少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

受刑者には、刑務所でかような機会を設けるのがより容易であろう。現在、懲役刑と禁固刑を一本化し、刑務作業中心のプログラムの改革が検討されているが、刑務所内での対象者に対する心理テストや適正判断などが可能となる体制が作られるべきではないか。さらに、仮釈放を受ける者は、出所直前の数週間程度、刑務所内にある仮釈放の準備寮で生活をするが、特別調整対象者に対する出所前の寮を作り、上記のような調査をすると同時に数ヶ月単位で、自立生活のスキルを身につけさせる訓練の機会を与えることを試行してはどうだろうか。再犯を繰り返す障害者等は、生活をするための基本的スキルが欠けている者が少なくないところ、本人に対してある程度の強制力をもってスキル取得の機会を与えられるのは受刑時のみともいえよう。

入り口支援の段階では東京地方検察庁社会復帰支援室が、責任能力鑑定のスクリーニングや福祉的支援のために障害の程度を見極めるべく、平成28年４月から７月までの間に鑑別技官による18件の検査を実施したとのことである。(14) 刑事裁判においても、心理鑑定や情状鑑定などの形で鑑別技官のスキルの活用が検討されるべきであろう。

なお、このような調査や訓練については、対象となる本人の納得と同意の下で行われるべきことはいうまでもないであろう。

第４　狭義の司法手続からの矯正・保護への更生支援計画の受渡し

確定記録を含む刑事事件記録は検察庁で保管されるが、検察所や裁判所に提出された更生支援計画書は、当然に矯正・保護の現場に引き継がれるわけではない。更生支援計画書による立証をした弁護人は、その引き継ぎを考えるべきことになる。では、どのようにして更生支援計画の内容を引き継げるだろうか。

保護観察付執行猶予判決の場合、被告人は判決後、保護観察所に出頭する。その際に弁護人または被告人自身が更生支援計画書の写しを担当保護観察官に提出すれば、その後の保護観察の参考に供することが可能となり、処遇の効果も上がり得る。

---

(14)「東京地検における社会復帰支援の取組について」白井美果（刑政127巻12号91～92頁）

また、更生支援計画が立てられたが実刑判決が言い渡された場合、刑務所に更生支援計画書の存在及び内容がわかっていれば、更生支援のためのキーマンや福祉関係者に受刑者との特別面会や通信の機会が与えられ得るし、仮釈放や特別調整の際に更生支援計画の内容を考慮した帰住先調整等が可能となる。例えば、刑務所において弁護人が送付した更生支援計画書の写しを分類調査のための書類に編てつすることによって、更生支援計画を処遇やその後の仮釈放等の判断に活かす途が開かれると思われるし、仮釈放や特別調整がされる場合にはそれを保護観察所に受け渡すことも可能となる。

法務省が更生支援計画書を活用できるよう各刑務所や保護観察所に統一的な通知等をすることが望まれる。

ところで、保護観察所が更生支援計画を引き継いだとき、保護観察付執行猶予や仮釈放の期間、更生支援計画に関わった福祉担当者や弁護人を、特命で当該案件の保護司に任命することはできないだろうか。保護司の任命時期は４月と10月であるが、この時期は法律に基づくものではないし、保護司選考会において「更生支援計画に関わった福祉担当者や弁護人であった弁護士を当該事件に特命の保護司に任命できる」という包括的な承認をし、委員会の開催時期以外とは無関係に任命をすることは可能と思われる。更生支援計画を立てた保護司や弁護士は、何ら法的な権限を持っておらず、対象者から関わりを切られてしまえば指導・支援を継続できなくなるし、福祉当局や関係者から交渉相手と認められないこともある。一方、更生支援計画を立てる必要がある障害者等は、困難な問題を抱えていることが多く、一般の保護司の手に余る場合も多いであろう。上記のように保護司の確保が急務であるところ、個別ケースに特命で保護司を任命することは、保護司の層を広げる効果も期待できる。

そして、かような支援の必要な障害者等が対象者である場合、一時保護施設から施設へ、さらに地域へというように、地域移行の問題が発生する可能性がある。そうすると、東京都23区内では、そのような移行を同じ区内で行うことは困難なことが多く、上記のように保護司が基礎自治体を単位とした保護区毎に組織されていることは、非常に窮屈である。保護司法８条但書は、地方更生保護委員会又は保護観察所長から特に命じられたときには、保護区を超えての職務が行えるものとしており、特別な配慮の必要な個別ケースについては、この規定を積極的に用いて、保護区の区域を越えた活動ができるようにすべきである。

第５　連携先としての仏教界、大学の可能性

障害者等の入口支援・出口支援が広がるためには、社会の受け皿をより大きなものとしていかなければならない。平成28年２月３日、安倍晋三首相は、罪を犯した人の立ち直りについて国民の理解を求める等の「社会を明るくする運動」によせて、この分野に対する様々な分野の人達への参加・協力を求めるメッセージを出している。仏教界や大学は、かような参加・協力を期待される団体と思われる。

１　仏教界の連携の可能性

更生保護施設の成立の過程では仏教界や寺院が果たした役割が非常に大きい。また、保護司の中には、寺院の住職などの仏教関係者も少なくない。

釈尊は連続殺人鬼アングリマーラ（指鬘外道）を弟子とし、更生させた。全ての生きとし生けるものに仏性を見いだす仏教の教えは、犯罪に手を染めた者にも成道の可能性を見いだすものであり、更生保護制度を思想的に裏付けるものである。これまで、更生保護分野で仏教界や寺院、僧侶が大きな役割を果たしてきたのも当然ともいえる。

しかしながら、仏教界の保護分野に対する関与は、戦後、更生保護施設が更生保護福祉法人として再編され、その運営が法務省出身の施設長によって担われることが多くなったこともあり、戦前の中心的な役割から後退していることは否めない。更生保護施設の設立・運営や保護司の人材供給に対して、仏教界のさらなる寄与が望まれる。

更生保護法人への金銭的な支援、更生保護施設に入所する人への衣服やそこから独立して一人暮らしを始めるときに必要となる寝具や食器などの物品の寄付といった物的な支援、地域の更生保護施設に見学に行き、そこでの暮らしを理解したうえで、檀信徒に対して施設の実態や必要性を報せ施設の運営への協力を求める啓蒙の活動は比較的容易に開始できることではなかろうか。

宗門や地域の名望家である寺の住職に、罪を犯した人の地域包摂へに対する深い理解をいただき、それについて社会や檀信徒等に発信して下さるならば、社会での関心を呼び起こし、その実現がより容易となり得るように思われる。

また、宗教団体が経営に関与している障害者・高齢者に対応した社会福祉法人において、罪を犯した障害者・高齢者の入所や通所による生活指導等に関与

していただくこと、あるいは自立準備ホームとしてご協力いただくことはできないだろうか。

曹洞宗では、差別をはじめとした人権問題に取り組んでおられるが、罪を犯した人に対するいわれなき偏見や差別の問題も意識していただくことを切望してやまない。

2　大学との連携

大学は、更生保護への人材供給の場として大きな役割を果たしてきた。過去、大学生がBBS活動に参加し、啓発活動や、非行少年に対する合宿やボランティア活動の場を提供するなどしてその社会復帰への支援を行ってきた。さらに、大学の教員が、その専門知識を活かして、BBS活動への助言などを行うと、その活動はより充実したものになるのではなかろうか。

また、大学の教員が、保護司となることは、学生のみならず、その地域や社会に対して、保護司という存在をあらためて認識させることだけでも価値があるし、さらに、その専門性を活かす活動をしていただければ非常に大きな力となる。

そして、保護司や保護観察対象者に対して、大学が連携して情報やサービスを提供することはできないだろうか。保護観察の対象者は多重債務などの法律問題やトラウマなどによる心理的な傷など様々な問題を抱えていることがある。法律相談のサービスを法学部・法科大学院が提供することは可能と思われる。あるいは保護観察対象者は、心理カウンセリングの必要性が高かったとしても、有料でのカウンセリングができる経済的な余裕がないので、大学生や大学院生が、研修の一環としてボランティアとしてカウンセリングに当たり、その方法や成果等について研究室で検討することもできるのではなかろうか。例えば、軽微な暴力犯罪を繰り返している者は、感情のコントロールが上手にできないことが原因であることが多いが、アサーション等の心理技法を指導することで、効果を上げ得よう。仮に大学が、罪を犯した保護観察対象者に直接関与していくことに問題があるというのであれば、保護司が対象者への指導をするに当たってのスーパーバイズや、心理的な負担の大きな事件を抱えた保護司に対するカウンセリングといった協力が考えられる。

数多くの大学が存するなか、本学の設立の理念は「行学一如」である。本学をあげて、仏教の力、仏教の説く智恵の力・慈悲の力で、更生保護の発展のための活動を開始して下さることを望んで止まない。